

景観配慮事項説明書〔重点届出区域：国道 2 号地区（建築物）〕

項 目	基 準	自己 評価	配慮事項記入欄
バルコ ニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		
	・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		
色 彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた明度の高い色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度 6 以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度。以下この項目において同じ。）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		
	・彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		
	・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		
植 栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。		
塀 ・ 柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		

項 目	基 準	自己 評価	配慮事項記入欄
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		
	・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		
	・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		
	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		

【自己評価】	◎：十分配慮した	○：配慮した	－：非該当
--------	----------	--------	-------